

(別紙 1 - 3)

第 1 特定水産資源

くろまぐろ (小型魚)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 熊本県くろまぐろ (小型魚) 知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域 (漁業の許可及び取締り等に関する省令 (昭和 38 年農林省令第 5 号) 第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる海域をいう。以下同じ。)

② 対象とする漁業

ア 法第 152 条第 1 項の規定により置かれる日本海・九州西広域漁業調整委員会が承認した沿岸くろまぐろ漁業

イ 定置漁業

ウ 上記以外で、熊本県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ (小型魚) を採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで陸揚げした日から 3 日以内

また、②に規定する期間中において 1 日の漁獲量が 100 キログラムを超えた場合は、漁獲量等の報告に加えて、別に定める方法により速報することとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね 9 割については知事管理区分に配分し、残りは本県の留保枠とする。また、本県の留保枠の配分については、知事管理区分における資源管理の取組状況及び当該特定水産資源の回遊状況等を踏まえ、天草不知火海区漁業調整委員会の意見を聴いて配分するものとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について、法第 31 条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分における漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の 7 割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。